

始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	始良市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条例第23号）別表第1第2の項 始良市子ども医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第99号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	始良市子ども医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		始良市子ども医療費助成に関する条例始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則（平成22年始良市規則第70号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	始良市子ども医療費助成条例第5条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	始良市子ども医療費助成条例第5条第1項の受給資格者の登録申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ロ	始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項3号	始良市子ども医療費助成条例第5条第2項
②事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	始良市子ども医療費助成条例第5条第2項の登録事項に変更が生じた際の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項3号イ	始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則 第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項3号ロ	始良市子ども医療費助成に関する条例施行規則 第4条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2018年08月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	